

## 高等教育の修学支援新制度(給付奨学金と授業料等減免)の学業成績等に関する基準

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金と授業料等減免)の学業成績等に関する基準は以下のとおりです。成績状況等によっては、別途「学修計画書」の提出を求める場合があります。

また、認定後も毎年度末、学業成績や意欲についての確認(適格認定)が行われます。それぞれが継続して日々の学修に取り組むようにしてください。

### 【学業成績等に関する基準について】

#### (申込基準)

##### ◆入学後1年を経過していない者(編入学等の場合を除く)◆

次のAからDのいずれかに該当すること。

- A 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- C 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- D 学修計画書等により、学修意欲(学修の目的、学修の計画、学修継続の意志など)が確認できること

##### ◆入学後1年以上を経過した者(編入学等の場合を含む)◆

前年度末までの学業成績が次のA又はBのいずれかに該当すること。(「廃止」の区分に該当する場合には支援の対象とならない。)

- A 在学する大学等における学業成績について、GPAが上位2分の1以上であること
- B 次のa)及びb)のいずれにも該当すること  
ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりa)に該当しない場合には、b)に該当することで足りる。
  - a) 累積修得単位数が標準単位数※1以上であること
  - b) 学修計画書等により、学修意欲(学修の目的、学修の計画、学修継続の意志など)が確認できること

※1 標準単位数=(卒業必要単位数/修業年限)×対象者の在学年数

#### (学修計画書(Googleフォーム)による学修意欲等の確認について)

「入学後1年を経過していない者」「入学後1年以上を経過した者」の各要件の「A」に該当しない場合、学修計画書の提出を求めます。学修計画書は、以下の①~③の項目についてそれぞれ記述してください。

- ①学修の目的(200文字以上)
- ②学修の計画(200文字以上)
- ③学修継続の意志

※提出期限を厳守してください。学修意欲を確認するものですので期限までに提出がない場合において、大学から督促することはありませんのでご注意ください。